

令和2年度 8月 新潟市西区農業委員会定例総会 議事録

- 1 開催日時 令和2年8月31日(月) 午後3時00分から3時40分
- 2 開催場所 西区役所 3階 303会議室
- 3 出席委員 (14人)

1番 (会長) 本間雄一	2番 本間直一	3番 池田一彦
5番 大嶋喜芳	6番 梶原政好	7番 高杉隆司
8番 高井利明	9番 原田秀一	10番 松井市雄
11番 岩野惣市郎	12番 鈴木淳子	13番 丸山和秀
14番 渡邊正行	15番 (会長職務代理者) 渡部藤四夫	
- 4 欠席委員 (1人)

4番 江端美春

- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名委員選出
 - 第2 議 事

議案第32号	農地法第5条許可申請に関する処分決定について
議案第33号	新潟市農用地利用集積計画の決定について
報告事項	新潟市農用地利用配分計画(案)について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告事項	農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
報告事項	農地法第4条転用届出に関する受理について
報告事項	農地法第5条転用届出に関する受理について
報告事項	農地の転用事実に関する照会書について
- 6 農業委員会事務局職員

事務局長	中島 剛	事務局次長	佐藤 清隆
農地係長	五十嵐芳彰	農政振興係長	高橋智恵子
- 7 会議の概要

事務局	<p>定刻になりましたので、これより 8 月定例総会を開催します。 議事日程に従い進めさせていただきます。 本日は、欠席届が提出されております。 4 番、江端美春委員がご欠席です。 なお本日の総会は新潟市西区農業委員会会議規則第 4 条の規定により定足数を満たしており、会議は成立しておりますことをご報告いたします。 それでは委員会会議規則第 5 条の規定により、本間会長から議長を務めていただきます。よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>委員の皆さん、お疲れ様です。 新型コロナウイルス感染症対策で疲れている中、このところ本当に暑い日が続いており、お疲れのことと思います。今日は久しぶりにちょうどいい雨が降って、これを機にちょっとでも、体が楽になるよう、温度が下がればよいと思っております。 明日からもう 9 月ですが、早い人たちは 8 月 24 日ころから稲刈りを始めています。新聞には、今年の稲作は平年並みと出ておりました。見た限りでは非常にきれいで、品質はいいと思いますが、7 月の出穂のときが長雨で、日照不足だったので、収量不足になるかなと感じています。 そんな中、米価が下がっており、懸念されるところです。 これから稲刈り本番に入りますが、機械作業等気を付けていただきたいと思ひます。 今月は荒廃農地の現地調査にご協力いただき、ありがとうございました。本日はその報告もあります。 では案件審査に入ります。よろしくお願ひします</p>
議長	<p>それでは、議事録署名委員について、お諮りします。 議事録署名委員は、議長である私に一任いただけますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議長	<p>皆さんからご異議がございませんので、6 番、梶原政好委員、7 番、高杉隆司委員を指名します。 それでは、議事として提案している案件に入ります。 議案第 3 2 号、農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について、</p>

<p>事務局</p>	<p>事務局から説明をお願いします。</p> <p>始めに案件を地区別にまとめた表を説明しますので、3ページをお開き下さい。</p> <p>8月総会における許可案件は、赤塚地区、5条許可1件、中野小屋地区、5条許可1件、黒埼地区、5条許可1件、全地区合計3件です。それでは、議案を説明します。</p> <p>4ページ、議案第32号、農地法第5条許可申請に関する処分決定についてです。</p> <p>第1地域、1号、赤塚地区です。所在は西区神山で畑4筆2,758㎡について、売買により露天資材置場敷地とするものです。農地区分は第3種農地です。</p> <p>第1地域、2号、中野小屋地区です。所在は西区勘助郷屋で畑2筆203㎡について、売買により住宅敷地拡張とするものです。農地区分は第1種農地です。</p> <p>第2地域、3号、黒埼地区です。所在は西区板井で畑2筆975㎡、うち595㎡について、賃貸借により露天資材置場敷地とするものです。農地区分は農用地です。公共下水道工事による一時転用で、期間は令和2年9月1日から令和3年3月31日までとなっています。</p> <p>3件とも、すべて調査委員会案件です。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、総会前に調査委員会を開催しておりますので、各調査委員長から報告をお願いします。</p>
<p>第1地域調査委員長 (12番)</p>	<p>第1地域調査委員会での調査結果をご報告します。</p> <p>調査案件は、議案第32号農地法第5条許可申請に関する処分決定について、2件です。</p> <p>4ページは、農地法第5条許可申請です。</p> <p>1号は赤塚地区です。はじめに事務局から概要説明を受けました。</p> <p>申請地は西区神山で、市街化調整区域内の畑4筆、2,758㎡を売買し、露天資材置場兼車輛置場とする案件です。</p> <p>申請地について、8月13日に現地確認を行った結果、現況は休耕畑でした。</p> <p>譲受人は赤塚地内にある建設会社の代表取締役で、申請地を個人で取得した後、建設、解体事業に必要な砂等の資材置場、重機置場、機材格納用コンテナ置場として整備したのち、法人に賃貸借する計画で</p>

	<p>す。</p> <p>申請書をもとに転用理由、事業概要を確認し、事務局で行った指示内容、現地調査の結果により、現時点で申請に問題はない旨、説明がありました。</p> <p>つづいて聞き取り調査に移り、譲受人から申請地の場所及び面積、申請理由、次に転用事業計画、被害防除、他に及ぼす影響について、申請書のとおり相違ない旨、確認しました。</p> <p>譲受人から、自身が代表を務める法人は、現在、事務所近くに土地を借りて資材置場としているが、手狭で不便を感じていたところに、転用許可を得ていない農地であったことが判明し、現状を是正するためにこの度の申請となったとの説明がありました。</p> <p>委員長から、この他に違反転用をしている農地はないかとの質問があり、譲受人から、違反転用はないとの回答がありました。</p> <p>委員長から、申請面積が広いことについて質問があり、譲受人から、法人の事業規模と業務内容を鑑みて、申請面積が必要であるとの説明がありました。</p> <p>地元委員から、砂等の飛散及び危険防止対策用のフェンスは隣接道路の見通しの妨げにならないように設置するよう要望があり、譲受人がこれを了承しました。</p> <p>申請地は県道と事業用施設に囲まれた第3種農地で、転用許可基準エー（ア）－b－（a）の住宅、業務施設等が連たんする区域内の農地に該当するため、参集委員により協議した結果、調査委員会として問題はない、許可と判断しました。</p> <p>最後に、事務局から教示事項として、転用目的に沿った使用と、工事完了報告書の提出の説明を行い、調査を終えました。</p> <p>2号は中野小屋地区です。はじめに事務局から概要説明を受けました。</p> <p>所在地は西区勘助郷屋で、市街化調整区域内の畑2筆、合計203㎡を売買し、個人住宅敷地を拡張する案件です。</p> <p>申請地について、8月13日に現地確認を行った結果、現況は休耕畑となっていました。</p> <p>つづいて聞き取り調査に移り、譲受人から、申請地の場所及び面積、申請理由、転用事業計画、被害防除、他に及ぼす影響について、申請書のとおり相違ない旨、確認しました。</p> <p>譲受人は申請地に隣接する農家住宅を購入しましたが、その後に測量した結果、住宅に併設する作業場の一部と浄化槽が申請地に入り込</p>
--	--

<p>第2地域調査委員長 (14番)</p>	<p>んでいることが判明しました。</p> <p>また、譲渡人は、申請地を畑として利用するため、令和元年5月に基盤法で売買取得しました。</p> <p>今回、譲受人から、作業場及び浄化槽の敷地と、合わせて進入通路も確保したいので、必要面積を譲ってほしいとの申し入れがあり、農地を分筆して申請地を売買することとなりました。</p> <p>委員長から、この他に違反転用をしている農地はないかとの質問があり、譲受人から、違反転用はないとの回答がありました。</p> <p>申請地は農振農用地区域に隣接する既存集落内の第1種農地で、転用許可基準イ－(イ)－e－(e)の既存施設の拡張で、既存施設面積の2分の1以内の転用に該当するため、参集委員により協議した結果、調査委員会として問題はない、許可と判断しました。</p> <p>最後に、事務局から教示事項として、転用目的に沿った使用と、工事完了報告書の提出の説明を行い、調査を終えました。以上です。</p> <p>第2地域調査委員会での調査結果をご報告します。</p> <p>調査案件は、議案第32号農地法第5条許可申請に関する処分決定について、1件です。</p> <p>4ページは、農地法第5条許可申請です。3号は黒埼地区です。はじめに事務局から概要説明を受けました。</p> <p>申請地は西区板井で、農振農用地の畑2筆、合計975㎡のうち595㎡を賃貸借し、一時転用する案件です。</p> <p>譲受人は西区の建設業者で、新潟市発注の公共下水道工事の露天資材置場とする計画です。</p> <p>申請地について、8月12日に現地確認を行った結果、現況は休耕畑となっており、全体的に砂利が敷いてありました。</p> <p>申請地は、前所有者が競売で取得し、その後、現在の所有者は、農業体験事業を行うとの理由で、1年前に3条許可を得て売買取得したものです。</p> <p>申請地は農振農用地につき、西区農政商工課の同意書を得ております。また、土地改良区域内につき、西蒲原土地改良区の意見書も得ています。</p> <p>申請書をもとに転用理由、事業概要を確認し、事務局で行った指示内容、現地調査の結果により、現時点で申請に問題はない旨、説明がありました。</p> <p>つづいて聞き取り調査に移り、代理人から申請地の場所及び面積、</p>
----------------------------	--

<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>申請理由、次に転用事業計画、被害防除、他に及ぼす影響について、申請書のとおり相違ない旨、確認しました。</p> <p>委員長から、この他に違反転用をしている農地はないかとの質問があり、代理人から、違反転用はないとの回答がありました。</p> <p>また、委員長から、申請地の所有者は農業に意欲的である。工事完了の際は農作業ができる状態に復旧して返還するようにとの指示があり、代理人がこれを了承しました。</p> <p>事務局から、一時転用終了後、農地に復旧した際には、現地確認を行うので連絡するよう指示をしました。</p> <p>地元委員から、工事の際は、周辺農地や農作物に影響がないようにとの指示があり、代理人がこれを了承しました。</p> <p>申請地は農振農用地で、転用許可基準ア－（イ）－cの3年以内の一時転用で、当該農地が必要であることに該当するため、参集委員により協議した結果、調査委員会として問題はない、許可と判断しました。</p> <p>最後に、事務局から教示事項として、転用目的に沿った使用と、転用事業完了までに農地として復元すること、工事完了報告書の提出の説明を行い、調査を終えました。以上です。</p> <p>事務局の説明並びに第1地域及び第2地域調査委員長の報告が終わりましたが、議案第33号には委員関連の案件がありますので、先議を行います。</p> <p>議案書4ページの2号は、出席委員が関係する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与制限の規定により、関係委員は退室をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（関係委員 退室）</p> <p>それでは議案書4ページ2号について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（質問、意見なし）</p> <p>ご質問、ご意見がないようですので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
----------------------------------	---

議 長	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、原案のとおり決定します。 審議が終了しましたので、委員から入室していただいでください。</p>
議 長	<p>(関係委員 入室)</p> <p>次に、ただ今、先議しました案件以外について審議します。ご質問、ご意見はありませんか。</p>
議 長	<p>(質問、意見なし)</p> <p>ご質問、ご意見がありませんので案件審査に入ります。 議案第32号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、お諮りします。 議案第32号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
議 長	<p>(異議なし)</p> <p>議案第32号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。 続きまして、議案第33号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>5ページ、議案第33号、新潟市農用地利用集積計画の決定についてです。</p> <p>6ページ、新規分の地区別実績表です。</p> <p>利用権設定の賃貸借に関する部分は、両者間による利用権設定と、農地中間管理事業による利用権設定を、それぞれ別の実績表としてあります。赤塚地区、契約期間10年のものが9件、畑、面積が23,530㎡、内野地区、契約期間3年のものが4件、畑、面積が10,757㎡、契約期間6年のものが1件、畑、面積が5,714㎡、契約期間10年のものが11件、畑、面積が53,340㎡、坂井輪地区、契約期間10年のものが6件、田、畑、面積が10,704㎡、黒埼地区、契約期間3年のものが1件、田、面積が283㎡、四ツ郷屋地区、契約期間3年のものが7件、畑、面積が12,926㎡、契約期間10年のものが1件、畑、面積が</p>

	<p>1, 245㎡、以上、新規分の利用権設定は40件、面積は118, 499㎡です。</p> <p>表の右下の欄は賃貸借と所有権移転との合計ですが、所有権移転の案件はないので、合計は40件、面積が118, 499㎡です。</p> <p>7ページ、合計の地区別実績表です。今月は更新分がありませんので、先ほどの新規分と同じ表となります。</p> <p>8ページ、議案の内訳です。提案文を読み上げます。</p> <p>「議案第33号 新潟市農用地利用集積計画の決定について 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による新潟市農用地利用集積計画の決定について、下記のとおり提案する。</p> <p>令和2年8月31日提出 新潟市西区農業委員会会長 本間雄一」 その下の1号から、15ページの40号までが新規分の利用権設定です。</p> <p>16ページ、中間管理機構関係の新規分の地区別実績表です。 今月は内野地区、契約期間6年のものが1件のみで、田、面積が19㎡です。</p> <p>17ページ、合計の表です。内容は新規分と同じです。</p> <p>18ページ、1号が内訳です。</p> <p>19ページは定例総会での承認後に農業委員会会長から市長あての公告依頼文の案です。公告依頼日は令和2年9月14日です。</p> <p>以上です。</p> <p>ただ今、事務局の説明がありましたが、議案第33号には委員関連の案件がありますので、先議を行います。</p> <p>議案書14ページの33号から15ページ40号までは、出席委員が関係する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の、議事参与制限の規定により、関係委員は退室をお願いします。</p> <p>(関係委員 退室)</p> <p>それでは、議案書14ページの33号から15ページ40号までについて、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>ご質問、ご意見がないようですので、原案のとおり決定することに</p>
議 長	
議 長	
議 長	

議 長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、原案のとおり決定します。 審議が終了しましたので、委員から入室していただいでください。</p> <p>(関係委員 入室)</p>
議 長	<p>次に、ただ今、先議しました案件以外について審議します。ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>ご質問、ご意見がありませんので案件審査に入ります。 議案第33号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、お諮りします。 議案第33号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>議案第33号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。 次に、報告事項に入ります。 報告事項、新潟市農用地利用配分計画(案)について、報告事項、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告事項、農地法第3条の3の規定による届出書の受理について、報告事項、農地法第4条転用届出に関する受理について、報告事項、農地法第5条転用届出に関する受理について、報告事項、農地の転用事実に関する照会書について、一括して事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>20ページ、報告事項、新潟市農用地利用配分計画(案)についてです。 この配分計画(案)は、農地中間管理機構から受け手に対する農地の貸付けを行う場合には、新潟市農用地利用配分計画の県公告が必要であることから、当該報告事項として説明させていただくものです。 20ページは新規分の地区別実績表です。今月は内野地区、契約期</p>

議 長	<p>ご質問がないようですので、事務局報告のとおり決定します。</p> <p>今月は委員の皆さんはじめ、JAなど関係団体からも協力いただきながら荒廃農地パトロールを行いました。</p> <p>先週、26・27日に第1・第2両地域のパトロール実施後の検討会を開催していますので、会議内容についてそれぞれ報告をお願いします。</p>
農地部会長職務代理者（7番）	<p>第1地域の荒廃農地パトロールの結果の概要を報告します。</p> <p>赤塚・四ツ郷屋等、畑地帯は、8月21日、24日、25日、坂井輪・中野小屋の水田地帯は、8月26日に実施しました。</p> <p>畑地帯は、一部解消があったものの、既に相当の年数で、耕作放棄地に指定されている農地において、雑草や松などの木が非常に増えており、到底、農地に復旧できないレベルに近づいていると、危機的に感じました。</p> <p>また、内野地区では、耕作放棄地が解体用の車両置場として使われている農地が発生し、今後は違反転用として指導することとしました。</p> <p>坂井輪地区の116号バイパス付近の水田地帯は、栽培管理されず雑草が生えている農地もあり、調査の上、文書又は口頭指導を行うこととしました。</p> <p>中野小屋地区では、多面的機能支払交付金事業取り組み組織と合同で調査を実施し、荒廃状況の確認のみならず農業農村の将来について意見交換を行いました。調査概要は以上です。</p>
農地部会長（10番）	<p>第2地域の荒廃農地パトロールの結果の概要を報告します。</p> <p>8月27日、農地・水多面的機能支払交付金事業取り組み組織8組織と合同で、合計23名、4班編成で調査を実施しました。</p> <p>昨年から、農地・水組織と連名で雑草が繁茂している農地所有者に文書指導を行ったところ、耕起による農地復旧作業が行われたことや、農家の共同作業の中で除草剤散布が行われた結果、荒廃が解消されていました。</p> <p>ただ、鳥原・北場地区に点在する未相続農地は、文書指導も効果がなく、課題となったままとなっています。</p> <p>文書指導を実施したことで、農地を荒らしてはいけない、隣接農地に迷惑をかけてはいけないという農家の規範意識が戻りつつあるのではないかと感じました。</p> <p>次年度も引き続き継続して実施していくこととして、調査及び合同</p>

議 長	<p>会議を終了しました。</p> <p>なお、西区管内の荒廃農地の今後の対応は、新規発生分は、利用意向調査を実施し、令和2年度の調査結果集計は、1月の総会で報告したいと考えております。</p> <p>また、現在事務局から概要報告を受けているところでは、荒廃農地ストックは、前年と比べて減少の見込みと聞いております。</p> <p>調査概要は以上です。</p> <p>ただ今、両地域の会議内容について報告がありましたが、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>そのほか、委員の皆さんから報告事項等はありませんか。</p> <p>(報告事項等なし)</p>
議 長	<p>事務局から報告事項等はありませんか。</p>
事務局	<p>32ページ、9・10月の業務日程です。はじめに9月の日程です。</p> <p>25日、金曜日、午後3時から第1地域対策委員会を開催し、終了後に調査委員会を開催します。</p> <p>同じく28日、月曜日、午後3時から第2地域対策委員会。終了後、調査委員会を開催します。</p> <p>30日、水曜日、午後3時から9月定例総会を開催します。会場は対策委員会・調査委員会・定例総会のいずれも区役所303会議室を予定しています。</p> <p>次に9月の申請締切日です。農地法9月総会分が9月9日、水曜日、農業経営基盤強化促進法10月総会分が9月25日、金曜日としております。</p> <p>次に10月の業務日程です。</p> <p>27日、火曜日、午後3時から第1地域対策委員会・調査委員会。</p> <p>翌28日、水曜日、午後3時から第2地域対策委員会・調査委員会。</p> <p>30日、金曜日、午後3時から10月定例総会を開催します。会場はいずれも区役所303会議室で開催します。</p> <p>最後に、この表に記載がなく、口頭説明となりますが、新潟県農業</p>

議事録に相違ないことを認める。

議 長 本 間 雄 一

署名委員 梶 原 政 好

署名委員 高 杉 隆 司